

特定非営利活動法人 Rumah kita 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Rumah kita という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、重症心身障害児者を含む障害児者とその家族が「地域でともに学び、生活を楽しみ、心地よく暮らす」ことを目指す。これらを実現する上で必要とされる支援機器や技術に関する情報と機会の提供を行うとともに、支援者の資質向上と社会への情報発信に関する事業を行い、地域社会の福祉の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害児者およびその家族に対する、支援機器の活用支援、生活相談、研修、普及啓発、交流イベント、生活支援製品の企画・製作・提供等を通じた福祉推進事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の事業を賛助する意思をもって加入した個人及び団体

(加入)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人に会員として加入しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込に

より、代表理事に申し込むものとする。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

3 加入の承認は、理事会が行う。

4 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人は、会員から入会金および会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 この法人を退会しようとする会員は、代表理事が別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職務を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局を設けることができる。
- 2 事務局に職員を置く場合、代表理事がこれを任命する。
 - 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があるとき
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき
- 3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めるとき
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 会議における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 会議における議決事項は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各構成員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法若しくは FAX により表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合において書面、電磁的方法若しくは FAX により表決した構成員又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の総数

(3) 会議に出席した構成員の数(書面、電磁的方法若しくは FAX による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)及び理事会にあってはその氏名

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 財産から生じる収益

(3) 事業に伴う収益

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、代表理事が管理する。

(経費の支弁)

第 32 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計及び決算)

第 33 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び予算)

第 34 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 36 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散及び残余財産の帰属)

第 37 条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 39 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	吉田 美知代
副代表理事	角田 聡子
副代表理事	長田 亮子
監事	五十嵐 正子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2023 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年度途中での入会であっても金額は同じとする。

正会員入会金	0 円
正会員年会費	3,000 円 (1 年間分)
賛助会員入会金	5,000 円
賛助会員年会費	10,000 円 (1 年間分)
利用会員入会金	0 円
利用会員年会費	1,000 円 (1 年間分)

7 この定款は、 年 月 日から施行する。

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

2025年4月1日から 2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 Rumah kita

1 事業実施の方針

当法人は、重症心身障害児者を含む障害児者およびその家族が、地域とともに学び、生活を楽しみ、心地よく暮らすことを目指し、福祉の推進に寄与する活動を行っています。

2025年度は、以下の方針に基づき、地域に根ざした非営利の福祉活動を実施してまいります。

1. アシスティブ・テクノロジー(AT)や支援機器の活用に関する相談支援

重心児者および家族からのニーズに応じた個別支援を行い、機器選定・導入・活用に関する助言やフォローアップを行います。

2. 支援者・家族向けの研修・学習機会の提供

ATや福祉支援に関心のある支援者・家族・関係者を対象に、実践的な学びを深めるための研修・勉強会を企画・開催します。

3. 重症児者も参加可能なイベント・交流機会の創出

地域とのつながりを育むことを目的とした、障害の有無に関わらず参加できるイベントや交流会を実施し、社会的な理解を広げます。

4. 障害や支援技術に関する普及啓発活動

SNS発信や地域との連携を通じて、障害への理解や支援機器の情報を広く発信し、誰もが共に暮らせる社

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
(1)障害児者およびその家族に対する、支援機器の活用支援、生活相談、研修、普及啓発、交流イベント、生活支援製品の企画・製作・提供等を通じた福祉推進事業	スイッチ・支援機器について個別相談/個別製作を行う 支援機器活用に関する相談対応、研修会の開催、重症児者との交流イベント、SNS等を用いた情報発信	(A) 通年 (B) 札幌市・石狩市 (C) 4人	(D)障害児者家族等 (E)不特定多数	70

定款変更の認証を受けた翌事業年度の事業計画書

2026年4月1日から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 Rumah kita

1 事業実施の方針

2025年度に実施した活動の成果と課題を踏まえ、2026年度も重症心身障害児者およびその家族に向けた非営利の福祉支援活動を展開し、より多様な参加機会と支援の質の向上を目指します。

1. 支援機器・技術の導入支援と情報提供の継続強化

個別相談や支援機器の紹介、地域や家庭へのサポートを継続的に行います。

2. 学びの場・研修機会の拡充

支援者や家族、関心のある市民を対象にした研修・勉強会を継続し、テーマや対象を広げていきます。

3. 地域との交流・啓発活動の発展

地域イベントや展示会などへの参加を継続し、障害への理解と支援の必要性を伝える活動を展開します。

4. 活動の定着と持続可能性の確保

参加者・関係者の声を取り入れ、少人数でも継続できる運営体制を工夫しながら取り組みを深化させます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
(1)障害児者およびその家族に対する、支援機器の活用支援、生活相談、研修、普及啓発、交流イベント、生活支援製品の企画・製作・提供等を通じた福祉推進事業	スイッチ・支援機器について個別相談/個別製作を行う 支援機器活用に関する相談対応、研修会の開催、重症児者との交流イベント、SNS等を用いた情報発信	(A) 通年 (B) 札幌市・石狩市 (C) 4人	(D)障害児者家族等 (E)不特定多数	50

定款変更の認証を受けた事業年度 活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 Rumah kita

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
(1) 障害児者およびその家族に対する、支援機器の活用支援、生活相談、研修、普及啓発、交流イベント、生活支援製品の企画・製作・提供等を通じた福祉推進事業	50,000	50,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
セミナー運営費	50,000		
旅費交通費	10,000		
消耗品費	10,000		
材料費			
支払利息			
その他経費計	70,000		
事業費計		70,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	5,000		
消耗品費	5,000		
通信費	5,000		
その他経費計	15,000		
管理費計		15,000	
経常費用計			85,000
当期経常増減額			15,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			15,000
前期繰越正味財産額			151,108
次期繰越正味財産額			166,108

参考様式（法第25条第4項関係）

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人 Rumah kita (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	
4 事業収益			
(1) 障害児者およびその家族に対する、支援機器の活用支援、生活相談、研修、普及啓発、交流イベント、生活支援製品の企画・製作・提供等を通じた福祉推進事業	50,000	50,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			150,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
セミナー運営費	30,000		
旅費交通費	10,000		
消耗品費	10,000		
材料費			
支払利息			
その他経費計	50,000		
事業費計		50,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
消耗品費	5,000		
通信費	5,000		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			70,000
当期経常増減額			80,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			80,000
前期繰越正味財産額			166,108
次期繰越正味財産額			246,108